

2025年度

町田市在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター (医療と介護の連携支援センター) 運営事業委託 (総価分) 仕様書

1 契約の目的

本業務は、在宅医療・介護連携等に係る事業について、町田市内の各地域を担当する地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）を後方支援し、また医療・介護の専門職からの相談対応をすることにより、地域での課題解決を効果的に行うとともに、市全域の情報収集や課題整理を行い、必要な施策に繋げるための企画調整を行うことを目的とする。

本仕様書は、その目的を達するため、町田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対し、在宅医療・介護連携機能強化型の地域包括支援センター(医療と介護の連携支援センター)の運営業務を委託するにあたり、業務内容及び実施方法等必要な事項について定めるものとする。

2 業務の履行上の原則

乙は、甲から受託した業務の履行にあたり、「町田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」とする。）、「町田市地域包括支援センター事業実施要領」（以下「要領」とする。）等の関連例規を遵守すること。また「町田市地域包括支援センター運営方針」をふまえて、必要な措置を講じることとする。

3 名称及び担当区域

要領第4に基づき、在宅医療・介護連携機能強化型の地域包括支援センターは、「医療と介護の連携支援センター」と称する。また、担当する区域は市内全域とする。

4 契約期間及び業務実施期間

契約期間 2024年12月1日から2026年3月31日まで

業務実施期間 2025年4月1日から2026年3月31日まで

5 業務内容

乙は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第2項第1号から第4号に掲げる事業（包括的支援事業）及び法第115条の4第1項第1号ニに掲げる事業（第1号介護予防支援事業）、その他市が必要と認める事業について、以

下のとおり実施する。

(1) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

ア．高齢者支援センターに対する後方支援

高齢者支援センターが医療依存度の高い高齢者等の支援をする場合において、高齢者支援センターの求めに応じ、医療介護資源の情報提供や在宅医療・介護連携の観点から助言を行うとともに、高齢者支援センターが対応困難な場合には、連携して対応を行う。

イ．市民等からの相談対応

市民等からの高齢者を対象とする各種相談に応じ、必要に応じて高齢者支援センターのほか、適切な関係機関へ円滑に繋げるとともに、高齢者支援センターと連携して対応を行う。

(2) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

ア．高齢者支援センターに対する後方支援

高齢者虐待に関する地域からの通報を受け付け、市及び高齢者支援センターに迅速に繋げるとともに、虐待等を受けた高齢者に、医療処置や入院等の対応が必要な場合ににおいて、高齢者支援センターの求めに応じがあった際には、医療介護資源の情報提供や、医療機関と調整を行う等の必要な支援を行う。

イ．高齢者虐待の防止

医療機関に対して虐待の早期発見や防止に関する研修を実施するなど、在宅医療・介護連携の観点から、虐待防止に関する普及啓発を行う。

ウ．成年後見制度の利用支援

入院中又は入所中で在宅復帰の予定がない高齢者で、成年後見制度の申立が必要な状況にあるにも関わらず、本人が申立することができず、親族の協力も得られない場合、乙は、権利擁護支援検討委員会（以下、「検討委員会」という。）に当該事案を提案する。乙は、検討委員会での検討を経て、成年後見制度の市長申立が承認された場合には、申立に係る関係機関への情報提供や後見人等への引継ぎ等、成年後見制度の利用に向けた支援を行う。

なお、検討委員会への提案にあたっては、対象者の状況の確認や資料の作成・提出等、必要な準備を行うこと。

また、準備の過程で高齢者虐待が疑われる場合は、速やかに、甲に対して高齢者虐待報告書を

提出し、必要に応じその後の対応についても連携を図ること。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援（法第115条の45第2項第3号）

ア．介護支援専門員に対する研修会等の実施

介護支援専門員の質の向上を目的に、医療分野又は医療・介護連携に関する研修会を実施する。

イ．指導・助言等の実施

高齢者支援センター及び介護支援専門員が、自立支援に基づく適切なマネジメントを行うため、必要に応じて助言・指導等を実施する。

ウ．介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの質の向上の実施

高齢者支援センターが作成する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおけるケアプランに関する相談対応等の質の向上に資する取り組みを実施する。

~~エ．町田市介護保険サービス事業所連絡会等との連携~~

~~介護支援専門員が抱える課題の把握を行い、各町田市介護保険サービス事業所連絡会と連携し、課題解決に向けた取り組みを実施する。~~

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（第115条の45第1項第1号ニ）

高齢者支援センターから依頼の求めがあった際には、甲と協議のうえ、事業対象者及び要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。実施方法などは、別紙1に定めるものとする。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

次に掲げる内容について、町田市医師会、その他関係機関と連携して実施する。

ア．医療・介護の専門職からの相談対応

医療・介護の専門職等からの、入退院・転院等に関する相談、その他在宅医療・介護連携に関する相談に対し、医療・介護資源の情報提供や在宅医療・介護連携の観点から助言を行い、必要なときは高齢者支援センター等関係機関と連携して支援を行う。

イ．在宅医療・介護連携に関する地域ケア会議の実施

(1) に定める高齢者支援センターに対する後方支援や市民等からの相談対応~~や~~、上記アに定める医療・介護~~の~~専門職からの相談対応等の業務を通して、在宅医療・介護連携に関する情報の収集・分析・課題の抽出を行い、課題解決策を検討するための地域ケア推進会議を開催する。

地域ケア推進会議で検討された課題解決策のうち、地域での実施が可能な取組については、関係者との役割分担等の企画・調整を行い、実施すること。

なお、会議への出席者については、開催内容等に応じ、医療・介護~~の~~専門職などから、必要に応じて出席者を調整すること。

また、地域ケア個別会議については、必要に応じて、高齢者支援センターと連携し、開催することとする。

ウ．地域ケア会議の企画運営支援

高齢者支援センターの開催する医療・介護~~の~~関係者が連携して解決すべき課題を検討する地域ケア推進会議の運営に関し、次の事項について助言し、又は連携して対応を行う。

なお、地域ケア個別会議については、高齢者支援センターの求めに応じ、対応するものとする。

- ① 会議の企画
- ② 医療機関等への周知、参加促進のための呼びかけ
- ③ 会議終了後実施する会議内容の評価及び地域での展開の支援

エ．在宅医療・介護連携に関する課題の整理

医療や介護~~の~~に係る各種データや、上記イ・ウを含む乙の業務全般を通して把握した現状から、市全域の在宅医療・介護連携に関する課題の整理を行う。

オ．対応策の企画・調整等

上記エで整理した課題について、対応策の調査、研究及び企画調整を行い、町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト（以下、「町プロ」という。）推進協議会等の市地域ケア会議に位置付けられる協議体において、甲が議題として提起するための調整を行う。

カ．町プロの推進支援

町プロ推進協議会において決定したプロジェクトを各地域で実施するにあたり、必要な支援を行う。

キ．医療・介護情報の把握及び提供

市全域の医療・介護に関する資源、又は在宅医療・介護連携に関する取組み等の情報について、継続的に収集し、常に最新の情報を把握するとともに、市民や関係機関等へ提供する。

ク．地域の医療・介護関係者の連携体制の構築支援

高齢者支援センターの求めに応じがあった際には、当該高齢者支援センターの担当区域内の介護関係者と市内及び隣接する他自治体にある医療関係者との連携体制を構築するための必要な支援を行う。

ケ．高齢者支援センター職員に対する勉強会等の実施

高齢者支援センターの職員に対し、医療上の基礎知識など、在宅医療・介護連携の推進に必要な知識を習得するための勉強会等を実施する。

コ．地域住民や専門職等への理解促進

医療及び介護の制度について理解促進のため、地域住民及び専門職に対し講演会や、パンフレット等の作成・配布等、必要な取り組みを行う。

(6) 認知症総合支援事業（法第115条の4第2項第6号）

医療・介護連携推進の観点から、認知症を有する者（又はその疑いのある者）に対する医療・介護サービス等の提供が円滑に行われる体制の構築を目的として、市内の認知症疾患医療センターと連携し、以下の業務を行うこと。

ア．認知症とともに生きるまちづくりの推進

医療・介護の専門職等に対し、甲が実施する認知症施策の取り組みに関する情報提供や協力の呼びかけを行う。

イ．認知症に関する会議・研修・イベント等への参加・協力

甲が開催する認知症に関する各種研修・会議・イベント等について、医療・介護連携推進の観点から効果的と考えられる取組に参加・協力する。

(7) その他業務

ア. 町プロ推進協議会への参画

~~必要に応じて、町プロ推進協議会の企画・運営に際し、部会に参加するなどし、~~提案や助言をする等必要な支援を行う。また、管理責任者は、地域包括支援センターの代表として、町プロ推進協議会に参画する。

イ. 高齢者支援センター連絡会への出席

- ①管理責任者は「高齢者支援センター連絡会」（以下、「連絡会」という。）に出席する。連絡会は原則、毎月第4水曜日の午前中に実施する。
- ②連絡会での協議内容や報告内容は必ず管理責任者から乙の職員に伝え、センター全体で情報共有する。

ウ. 各専門職種別連絡会への出席及び企画・運営支援

高齢者支援センターが定期的実施する専門職種別の連絡会に定期的出席し、運営の支援をする。

エ. 地域包括支援センター運営協議会への出席

地域包括支援センター運営協議会に出席し、必要に応じて報告、説明を行う。また、必要資料の作成について甲へ協力する。

オ. 適正化事業の推進

地域の介護支援専門員が自立支援に資する適正なケアマネジメントを行えるように、町田市ケアマネジメント勉強会に協力する。

カ. 住宅改修及び福祉用具の選定に対する支援

①住宅改修

事業対象者及び要支援者に対し、必要に応じて住宅改修のアセスメント、プランニング、行政手続などの選定支援を行う。

②福祉用具

事業対象者及び要支援者に対し、必要に応じて適切な福祉用具の選定支援を行う。

キ．地域への広報・啓発

地域住民や各種団体に対し、センター業務や事業等の周知・広報のため、乙独自にホームページ及び広報誌を作成し、情報発信・配布を行うこと。

(8) 報告書等の作成・提出

ア．在宅医療・介護連携に関する地域ケア会議の計画書の作成・提出

乙は、第5（5）イに定める在宅医療・介護連携に関する地域ケア会議を実施する場合は、1ヶ月前までに甲が指定する計画書を甲へ提出すること。

イ．在宅医療・介護連携に関する地域ケア会議の報告書の作成・提出

乙は、第5（5）イに定める在宅医療・介護連携に関する地域ケア会議を実施した場合は、会議開催翌月10日までに甲が指定する報告書を甲へ提出すること。

なお、当該会議を3月に実施した場合においては、3月末日までに甲が指定する報告書を甲へ提出することとする。

ウ．月次報告書等の作成・提出

乙は、来所や電話等において相談を受けた際の実績、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント実績及び職員配置体制について甲が指定する報告書により、翌月14日までに甲に提出するものとする。また、その他の報告については、別途定める期日までに提出するものとする。

エ．年間事業計画等の作成・提出

乙は、町田市地域包括支援センター運営協議会に報告するため、年間の事業計画、事業報告、収支予算書及び決算報告を甲が定める期日までに、それぞれ甲が指定する書式により甲に提出するものとする。

6 開設日及び開設時間

(1) 窓口の開設日 月曜日から金曜日

※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く

(2) 窓口の開設時間 午前8時30分から午後5時00分まで

7 実施体制

(1) 職員体制

ア 要領第8第2項に基づきセンターに配置すべき職員の員数は、5人以上とする。

イ 要領第8第4項に基づきセンターに置くべき、専らその職務に従事する常勤職員の員数は、要領第8第1項1号から3号に定める者を各1人以上とする。

ウ その他、要領第8及び「町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例及び地域包括支援センター運営事業実施要領に基づく職員配置基準の運用について」をふまえて、職員の体制を整備すること。

(2) 医師等の協力体制

乙は、職員が業務遂行にあたって、医師等から医療に関する専門的な助言を得られるよう又は職員と医師等が連携して相談支援や関係機関との調整を行うことができるよう、乙が運営する医療機関において医師等の職員による協力体制を整備する。

(3) その他

事務所の設置については、以下の点に留意する。

ア. 建物入口周辺も含め、高齢者に配慮した建物・場所に事務所を設置すること。建物を2階以上に設置する場合は、エレベーターを利用できるようにすること。

イ. 個人情報保護に配慮した事務スペース及び専用電話回線、プライバシーに配慮した相談スペースを確保すること。

ウ. 事務室には、机、椅子、施錠可能な書類保管庫の他、固定電話・ファクシミリ、パソコン（Word、Excel、セキュリティ機能を確保したもの）、プリンターを整備し、専用の電子メールアドレスを取得すること。

エ. 看板を来所者にわかりやすく設置すること。

8 委託料及び支払い方法

(1) 甲は契約代金の一部を前払いで支払うものとする。その時期及び金額は別紙2に定めるものとする。

~~(2) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）については、別紙1に定めるとおりとする。~~

(2) 本仕様の5(4)に掲げる業務については、2025年4月1日に契約予定の「町田市在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター（医療と介護の連携支援センター）運営事業委託（単価分）仕様書」（以下「単価契約」）に定めることとする。なお、単価契約については、2025年度予算が確定した場合に限り、契約を締結するものとする。

9 緊急対応の体制整備

乙は、開所時間外においても緊急の相談等に備え、連絡がとれる受付体制を整備すること。
また、あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法及び緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続き等の取り扱い等の対応手順を定めておくこと。

10 事故発生時の対応

乙は、業務の履行に際し、事故やその他の緊急の事態が生じたときは、適切な処理を行うとともに、速やかに甲に報告すること。

11 その他

- (1) 乙は、今年度の実施内容を振り返り翌年度の事業計画に生かすため、甲が実施する事業評価を受けるものとする。
- (2) 市が主催する災害対策のための訓練等への協力依頼があった場合は、協力体制をとる。
- (3) 乙の職員は、各種研修会及び異職種従事者との交流などに積極的に参加するよう努めるものとする。
- (4) 契約期間内に後継の受託者が決定した場合、後継の受託者が医療と介護の連携支援センターの運営を行うために必要なデータ及び資料、知識及び技術等について、乙の負担により引継ぎを行うこと。
- (5) 契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること

ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (6) 感染症流行等の影響により、高齢者支援センターにおいて事業継続が困難となった場合は、市民にとって緊急性・必要性の高い業務を継続するため、乙は高齢者支援センターが実施する総合相談支援業務に協力するよう努めること。

1 2 疑義の解決

契約約款及びこの仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

また、特定個人情報を取扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）も遵守して契約を履行する。

本特記仕様書は、契約書、契約約款、特記仕様書その他の契約書面と一体を成す。

本特記仕様書の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記仕様書の記載内容を優先して適用する。

（秘密の保持）

- 1 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう。以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

（第三者への提供の禁止）

- 2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

（指示目的以外の利用の禁止）

- 3 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

（事故発生時の報告義務）

- 4 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、直ちに甲に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。

（再委託の禁止）

- 5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社を含む。）に委託してはならない。

（再委託における遵守事項）

- 6 乙は、受託業務の処理を委託する場合（2 以上の段階にわたる委託を含む。）は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - （1）契約条項に基づいて乙が遵守すべき事項について、乙と同様に委託先にも遵守させること。
 - （2）故意又は過失を問わず委託先が行った一切の行為について、連帯して責任を負うこと。
 - （3）委託先と委託に関する契約を締結し、当該契約書の写しを甲へ提出すること。
 - （4）適正な履行を確認するために、定期的に委託先への調査を実施し、甲からその書類の提出を求められたときには速やかに提出すること。
 - （5）委託先において事故が生じたときは、直ちに乙に連絡させるとともに、報告書を提出させること。
 - （6）承認内容に変更が生じた場合には速やかに再申請すること。なお、長期継続契約については、年度更新時に変更がないか確認し、報告すること。

（複写又は複製の禁止）

- 7 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の履行に複写又は複製が必要な場合は、その旨書面で提出し、甲から承認を得ることにより、複写又は複製することができる。

（情報の管理義務及び返還義務）

- 8 乙は、次の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故を防止しなければならない。

（1）施設設備の管理体制

乙は、事務室、電子計算機室、データ保管室その他受託した業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

（2）情報の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報を甲から借用するときは、甲に「情報の借用に関する確

認書」を提出しなければならない。

(3) 情報の利用

乙は、甲から借用した情報を、USBメモリ等の可搬記憶媒体で取り扱ってはならず、やむを得ない場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を得なければならない。甲から借用した情報を可搬記憶媒体で持ち出す際は、データを暗号化するとともに日時、用途、内容等を記録し、利用状況を定期的に甲に報告しなければならない。

(4) 情報の返還

乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、甲に「情報の返還に関する確認書」を提出しなければならない。

(5) 情報の消去等

乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還若しくは納入する物又は特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去又は廃棄するものとする。また、甲に「情報の消去及び廃棄に関する確認書」を提出しなければならない。

(6) 外国に所在するサーバ等の使用

乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して個人情報を取り扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、甲に「外国に所在するサーバ等の設備の使用に関する確認書」を提出しなければならない。

(立ち入り調査)

- 9 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、乙及び乙の委託先に対して立ち入り調査を実施することができる。なお、甲は指定する者に調査を行わせることができる。

(監査への協力)

- 10 乙は、甲が受ける情報セキュリティ監査等に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(履行体制図及び対応マニュアルの作成)

- 11 乙は、業務の履行体制図及び情報の漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

- 12 乙は、個人情報等の重要な情報資産を取り扱う場合及び甲の求めがある場合、情報セキュリティ対策の実施状況を書面により報告しなければならない。なお、甲の求める範囲がISMS（ISO 27001）の認証又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）又はこれに準ずる第三者認証により証明できる場合は、それらの登録証の写しを提出することでこれに代えることができる。

(守秘義務違反等の場合の措置)

- 13 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償請求等）を行うことができる。

(特定個人情報の項目)

- 14 乙は、本契約の履行にあたり、特定個人情報を取扱う場合は、その項目について、書面により甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(作業証跡)

- 15 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

- 16 甲は、本契約に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表するものとする。